

報道関係各位

2018年6月1日  
株式会社アイデム

## 「求人情報提供ガイドライン適合メディア」宣言のお知らせ

総合人材情報サービスの株式会社アイデム(東京都新宿区 代表取締役社長: 花山 亮)は、弊社媒体 求人サイト「イーアイデム」、求人フリーペーパー「ジョブアイデム」、新聞折込求人紙「しごと情報アイデム」において、6月1日、「求人情報提供ガイドライン適合メディア」であることを宣言いたしましたので、お知らせします。

求人サイト「イーアイデム」、求人フリーペーパー「ジョブアイデム」、新聞折込求人紙「しごと情報アイデム」におきましては、求人情報適正化推進協議会が定めたガイドラインを遵守しており、その適合メディアとなる以下の基準を満たしていることから、「求人情報提供ガイドライン適合メディア」であることを自らの責任において宣言いたしました。

## 【適合メディア宣言の基準】

- ・求人情報提供ガイドラインに適合した運営をしていること。
- ・具体的には、倫理綱領を踏まえ、事前審査と事後審査(苦情対応)の仕組みを設け、表現上の留意事項および明示項目を掲載し、明示に努める項目の掲載促進等に取り組んでいること。

## 【宣言書】

各媒体又はホームページ

## 【参考】

- 求人情報提供ガイドラインとは

<http://tekiseika.jp/guideline/>

2018年1月1日施行の改正職業安定法を踏まえ、求人情報提供の適正化を図るための「求人情報提供ガイドライン(以下「ガイドライン」という)」を「求人情報適正化推進協議会」で検討、2017年11月に改訂版が発表されました。

「ガイドライン」は、「配慮することが望ましい事項等」という位置づけではありますが、倫理綱領、表現上の留意事項、事前審査および苦情対応の仕組み等を定め、求人情報に記載する項目については明示すべき項目と明示に努める項目の2種類を設けております。

なお、本ガイドラインの対象は、求人情報提供事業者(労働者の募集を行う者の依頼を受けて、当該募集に関する情報を、労働者となろうとする者に提供する事業者)で、求人サイトや求人情報誌・紙、新聞、



雑誌、放送事業者等を指しています(少数ながら直接応募が可能な職業紹介事業者や労働者派遣事業者も対象です)。ソーシャルネットワークや職業紹介事業者、労働者派遣事業者等も適宜参考としていただけるものです。

● 求人情報提供ガイドライン適合メディア宣言制度とは

求人情報提供事業者が自らPDCAサイクルを回し、ガイドラインに適合した取り組みを行っていることを自己責任に基づいて2018年6月1日から宣言できる制度です。

本制度は、法に基づく制度ではなく、第三者が優良事業者を審査、認定・認証するものとは異なります。苦情がゼロであることを示しているのではなく、求職者の声に向き合い、適正化に向けて取り組みを実行し、読者・ユーザーからの信頼を得るための経営的不断的の努力を続けていることがポイントです。

● 求人情報適正化推進協議会とは

2016年度にスタートした厚生労働省委託事業「求人情報提供事業の適正化推進事業」の一環として、15名の委員で構成される求人情報適正化推進協議会(座長:阿部正浩中央大学経済学部教授・以下「協議会」)が設置され、求職者が安心して選べる求人情報の質の向上を図ることを目的として、求人情報提供事業者による自主規制が推進されるよう、実務指針となるガイドラインの作成や周知啓発を検討してきました。なお、この協議会は、2018年度現在、公益社団法人全国求人情報協会が受託し協議会事務局となっています。

参考 求人情報適正化推進協議会ホームページ: <http://www.tekiseika.jp/>

<株式会社アイDEM 会社概要> <http://www.aidem.co.jp>

【求人媒体事業】求人サイト「イーアイDEM」・逆求人型就職活動サイト「JOBASS 新卒」運営。新聞折込求人紙「しごと情報アイDEM」、求人フリーペーパー「ジョブアイDEM」企画・発行

【採用支援】採用ホームページ構築サービス「Job ギア採促」

【人材紹介事業】「Aidem Smart Agent」「JOBASS 新卒紹介」

【アイDEM 人と仕事研究所】人材育成:各種セミナー、講師派遣(オリジナル研修)、新入社員育成プログラム

調査・情報サービス:会員制ホームページの運営、オリジナル調査資料の定期発行、人事・労務管理情報誌の編集・発行

<お問い合わせ> 株式会社アイDEM 広報担当/望月・栗木 電話:03-5269-8780